

経済文教常任委員会記録

令和4年3月8日（火）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時40分

○出席委員（6名）

3番 坂本 崇 委員 5番 福士 文敏 委員 7番 石山 敬 委員
9番 千葉 浩規 委員 11番 外崎 勝康 委員 15番 今泉 昌一 委員

○出席理事者（9名）

観光部長	神 雅 昭	文化振興課長	佐藤 孝子
文化振興課長補佐	安田 広記	教育部長	鳴海 誠
中央公民館長	中川 元伸	農林部長	中田 善大
農村整備課長補佐	工藤 和生	りんご課長	澁谷 明伸
りんご課長補佐	前田 修		

○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 成田 崇伸

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案6件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付しております議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第31号 弘前市立公民館条例及び弘前文化会館条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第31号弘前市立公民館条例及び弘前文化会館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（神 雅昭） 議案第31号弘前市立公民館条例及び弘前文化会館条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

本条例案は、弘前文化センターの長寿命化改修工事に伴い、施設の配置を変更したことなどにより、弘前市立中央公民館及び弘前文化会館の使用料を改定するなど、所要の改正をしようとするものです。

弘前文化センターは、1階の弘前文化会館部分と2・3階の中央公民館部分から成る複合施設で、それぞれの条例により使用料などが定められています。

初めに、弘前市立公民館条例部分について御説明いたします。

資料1の新旧対照表1、2ページを御覧ください。左側に改正後の条例案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分がこのたび改正しようとするものです。

次に、資料2の、皆さんにペーパーでも配付していると思うのですが、そちらのほうが見やすいと思います、資料2の1枚目裏面の配置図、2階部分を御覧ください。

現行の大会議室につきましては、展示や発表会など会議以外の用途にも様々使用されていることから、名称を小ホールに変更するものです。また、左上の中会議室及びその右側の第1から第3会議室につきましては、使用される方が分かりやすいように、後で御説明しますが弘前文化会館の会議室の番号に続けて、第3から第6会議室に変更するものです。

次に、資料2の2枚目、3階部分を御覧ください。

左側のプラネタリウムにつきましては、これまでの固定座席や機材を撤去し、部屋が円形であること、窓がないことを生かし、様々な用途で活用できるよう多目的活動室に、また、その右側にある視聴覚室は、階段状の床をフラットに、固定机を撤去することで各種実習活動や会議などで活用できるよう多目的研修室に、右端にある工作実習室は、陶芸、裁縫、木工など使用頻度が高いことから、これまで本来の実験で使用することがほとんどなかった右上の科学実習室を第1工作実習室として改修することで増設し、既存の工作実習室を第2工作実習室に変更するものです。

使用料につきましては、用途変更のない貸室は使用料の変更はありません。新設される多目的活動室及び多目的研修室の使用料につきましては、文化センター会議室の1時間当たり、1平方メートル当たりの単価を参考に算定し、第1工作実習室につきましては、第2工作実習室と面積が異なるものの、机配置の関係上、定員が同じとなるため、これまでの工作実習室と同額にするものです。

次に、弘前文化会館条例部分について御説明いたします。

資料1の新旧対照表、3、4ページを御覧ください。

弘前市立公民館条例の際と同様、左側に改正後の条例案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分がこのたび改正しようとするものです。

資料2の1枚目――表面の配置図、1階部分を御覧ください。

左側、ホールにつきましては、先ほど御説明しました中央公民館の大会議室を小ホールに変更することに伴い、名称を大ホールに変更するものです。また、これまで倉庫として使用してきました部屋を会議室に改修することや、会議室全てに番号を付すことで、文化センターを使用される方が分かりやすいように、右側にあります既存の会議室を第1会議室に、その隣の新たに設置する会議室を第2会議室とするものです。

第2会議室の新設に伴う使用料につきましては、文化センターの各会議室における1時間、1平方メートル当たりの単価を参考に算定したものです。さらに、文化センター全体の室名の番号順について、正面入り口から近い順に設定し直すことに伴い、第1練習室と第3練習室の名称と合わせて使用料を入れ替えるものです。

なお、今回の長寿命化改修工事により、会議や研修などに利用できる貸室は3室増加することになります。具体的には、新設する1階の第2会議室、3階のプラネタリウムから用途変更する多目的活動室、視聴覚室から機能変更する多目的研修室の3室です。

最後に、施行期日につきましては、別途規則で定めることとしております。

以上が本条例案の説明となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） ちょっとこの改定案を見たのですけれども、二つの条例が、それぞれ名称が前の分は公民館、文化会館ということで、呼び方がそれぞれ別々に分かれていたと思うのです。今回は、二つの条例があるのだけれども、名前が全部、順序に並ぶというか、二つの条例が一つになっている感じがするのです。前は、同じ建物であるのだけれども二つの条例で呼び方がばらばらだったけれども、今回は二つの条例であたかも一つになって、大ホールに対して小ホール、1、2の会議室があって、3、4、5と一緒にしまっているということなのだけれども。そこで、二つの条例が今回一つの条例改定案として提出された経緯と、あとは教育委員会と市長部局ということで、その様々な条例改定であるとか、あとは施設の様々な問題についてどのような連携がなされているのかということで答弁をお願いします。

○文化振興課長（佐藤孝子） 同一の改正理由で複数の条例を改正する必要がある場合、一つの議案として改正するものです。今回の改正案は、弘前文化センター長寿命化改修工事を起因として使用料などを改正するものです。弘前文化センターは、文化振興課が所管する弘前文化会館と弘前市立中央公民館の複合施設であり、条例はそれぞれに分かれておりますが、改正理由が一致していることから、一つの議案として提出したものです。

○委員長（今泉昌一委員） 答弁漏れ。教育委員会と市長部局と分かれているのだけれどもというところ。

○観光部長（神 雅昭） 今、千葉委員がお聞きされた、教育委員会と市長部局と、違う施設ということなのですから、市民、利用される方から見れば一つの建物ですので、やっぱりどっちに行っても分かりやすいよう、会議室が1番から連番で順次に増えていくという会議室の使い方だとか、使う方がより分かりやすいような名称にさせていただきましたので、それを教育委員会のほうと連携を図って整理したものです。

○11番（外崎勝康委員） すみません、文化センターの用途変更というところを、ここには前に何があったのかなというのがよく分かっていないので、その辺をもう1回、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

それから、私が前からちょっと気にしているのが、文化センターの駐車場の件なのです。今回のこれと直接関係ないかもしれませんが、駐車料金に関してはどうなっているのか。さらに、文化センターで、今まで一番大きな問題が、やはり車が入り切れないということで、使用に当たってそういった使いにくさというのが随分言われていたので、その辺に関して何か、例えば近所の駐車場とうまくリンクしていくとか、何かそういった対策というものを、せっかくなので今まで挙げられていたような駐車場問題は特に大きいと思うのですが、それに関してちょっと教えていただければなと思っていました。

○文化振興課長（佐藤孝子） 用途変更の部分につきましては、プラネタリウムの部分を多目的活動室……。（説明した部分はいいです。今説明しなかった部分で。委員長、もう1回）と呼ぶ者あり）

○11番（外崎勝康委員）（続） 例えば、1階であればロッカー室とか、今説明した部分はいい

です。社会教育協議会とかそういったところ。例えば、3階であれば多目的トイレであるとか、新設のあたりをもうちょっと、用途変更した背景とか、理由とかが何かあれば、先ほど説明した以外であればその辺を。簡単でいいです、深く考えなくていいのでおっしゃってください。

○文化振興課長（佐藤孝子） まず、1階部分につきましては、お手元にあります配置図の中の黄色い塗り潰しの部分の部屋になります。まず、社会教育協議会の部屋につきましては、右上のほうになります。場所が変更になっております。それから、右下のほうにあります男子ロッカー室、女子ロッカー室は新設したものです。今まで職員のロッカー室はなかったのですが、新設したものです。それから、そのロッカー室の左側にあります授乳室、託児室の件ですが、こちらは改修をしまして、今までは託児室だけだったのですけれども、授乳もできるように仕様の変更をいたしまして、新しく整えたものです。それから、トイレの部分なのですが、今まで1階にしか多機能トイレがございませんでしたけれども、改修に伴いまして2階、3階につきましても新設したものです。それから、1階の、真ん中ほどに黄色い塗り潰しでシャワー室がございますけれども、ここには浴室、お風呂があったのですけれども、シャワー室のほうに変更させていただいております。用途変更の主なものにつきましては以上になります。

それから、駐車場の件なのですが、これまで入りにくい、台数がいっぱいになって使えない方がいらっしゃるといこと——料金の件につきましては、改修後も変更の予定はございません。それから、今まで入りにくかったといいますか、利用しにくかった、いっぱいいて使にくい面があるということですが、こちらの対策は特に、申し訳ありませんが……。

○観光部長（神 雅昭） 駐車場につきましてはですけれども、これまでも最初の1時間は無料、その後は30分ごとに110円というふうに、今までどおり、現状どおりです。この駐車場は、文化センターを使われる方以外も、この周辺の施設を使う方も使うということで、やはり駐車場のキャパは少ないのですけれども、やはりあふれた分に関しては皆さんが事前に、ちょっと近くの駐車場を使っただけというふうに考えております。

今後、近くに民間の駐車場があるのであれば、ちょっとその辺の方と話をしあってより連携を図った形で使えるような考えはしていきたいと思っております。

○11番（外崎勝康委員） 今、部長がおっしゃったように、やっぱり改善というのはいろいろできると思うのです。例えば、近所の駐車場と連携していくとか、またはそれを紹介していくとか、そういういろいろなやり方があると思うので、その辺をもうちょっとしっかり模索してもらいたいというのがあります。

それで、1時間無料ということなのですが、例えば何かの理由で長期に使わなければ駄目だとかというのは、何かの特例で——特例と言えばおかしいけれども、例えば市役所もそうですよね。1時間無料だけれども、どうしても用があれば、判こを押せば長く止められるとか、何かそういうシステムはないのですか。

○観光部長（神 雅昭） 詳細についてはちょっと私も確認はしていませんけれども、今、本庁舎の駐車場でも長時間使う場合の特例というか、関係部署のところの判こを押してもらってというのはありますので。通常、文化センターの中の施設を使うのであれば、やはり定額料金は払っていただかないといけないと思うのですけれども、何か事情があった場合には事務所とかに問合せしていただければと思いますので、その辺をちょっと、そういうものも対応できるというような話はしていきたいと思っております。

○11番（外崎勝康委員） 駐車場に今、人がいますよね、無人化でしたか、今。（「無人化です」と呼ぶ者あり）では、いいです。ありがとうございます。

○3番（坂本 崇委員） 確認なのですが、今回の条例改正というのは、部屋の名前と一部料金とかになると思うのですけれども、ちょっと確認したいのが、大ホールとかの、いわゆる音響設備の使用料、あるいは照明設備とかの貸出し、設備の使用料金というのものもあるかと思うのですが、あれはこの条例に直接関係ないのか。別の規則で決められているのですか。ということは、以前と変わらず、またこの今回の条例には直接関係のないところということでしょうか。

○文化振興課長（佐藤孝子） 今、委員のほうからお話がありました舞台の装置ですとか、そちらの料金の件につきましては、弘前文化会館管理運営規則のほうに料金がうたわれておりますので、今回の条例改正には載ってこないものです。

こちらの舞台装置の料金につきましては、改修前と金額の変更は予定していないものです。

○3番（坂本 崇委員） 分かりました。

そうすると、今回新しくできる多目的活動室のイメージ図を見るといろいろなものに使用できるのかなというふうに思うのですが、こちらのほうには特に、新しく貸出しとかするための、例えばスクリーンに投影されている絵が描かれていますけれども、プロジェクターとか、そういったものの貸出しみたいなものは今後予定されているのでしょうか。

○文化振興課長補佐（安田広記） こちらの配置図にあるプロジェクター等の貸出しですけれども、これまでも文化会館、中央公民館どちらでもプロジェクターの貸出設備ということで、金額は規則のほうに掲載しております。引き続き、同じような金額で貸出しはさせていただくこととなっております。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第30号 弘前市農業農村整備事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第30号弘前市農業農村整備事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（中田善大） 議案第30号弘前市農業農村整備事業費分担金徴収条例の一部を改正す

る条例案について御説明申し上げます。ペーパーレスで説明させていただきますので、配付させていただきます資料を御覧いただければと思います。

まず、本提案の趣旨であります。令和4年度から県営事業として実施される通作条件整備事業の分担金を市が受益者から徴収するため、所要の改正を行うものであります。

現行の条例では、第2条第1項各号におきまして事業名称を規定しており、今回実施を予定しております通作条件整備事業につきましても、議案に記載のとおり、同様に事業名称を追加するものであり、改正後の条例の施行日は、公布の日にしようとするものであります。

次に、今回実施予定としている通作条件整備事業の概要について御説明いたします。

本事業は、資料の3、通作条件整備事業の概要の表にお示ししているとおりに、大きく四つの項目により農道の整備や老朽化した農道の保全対策を実施できるものとなっております。

以上をもちまして、提案の趣旨説明等を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 教えていただきたくて質疑をさせていただきます。

この通作条件整備事業について、もう少し詳しい概要と、あと具体的にどのような農道に適用されていくのかということ、これまでも農道が整備されてきたと思うのですけれども、これによって一体どのように変わっていくのかという点について答弁をお願いします。

○農村整備課長補佐（工藤和生） まずは事業概要です。

優良園地の円滑な継承や輸送の効率化を図るため、お手元の資料の表の③、一般農道整備の一般型により、鬼沢字猿沢地内の道幅が狭いりんご園に接する農道の拡幅整備を行うものであります。事業内容は、全幅員が5メートル、延長は2,096メートルの農道の新設整備を行うものであり、総事業費は3億7300万円、事業期間は令和4年度から令和8年度までの5か年を予定しております。

次に、どのような農道が適用となるかということですが、主に農道を拡幅整備する事業は五つほどあります。今回の県営事業に関しましては、県と相談しながら、現地の状況や受益面積などから受益者が最も有利な事業を選択しております。

○11番（外崎勝康委員） すみません。私もよく分かっていなくて、教えていただきたいのですが、これは最初の段階で提案とかがいろいろあると思うのです。どうやってその提案とか情報を集めて、何といいますか、そのプロセスです。どういったプロセスでこういうふうになっていくのか。そのプロセスみたいなものをもうちょっとお話しいただければなと思います。

○農村整備課長補佐（工藤和生） まず、農業農村整備事業はこれまでもあれなのですけれども、まずは受益者のほうから要望が上がってきます。それについて、地元の合意だったり、あとは今言ったような県営事業になるのかとか、市の事業になるのか、そういう地元の状況の調査をまず行いまして、それでどの事業が地元の受益者に一番有利なのか、それで、県営であれば県の方と一緒に現地を見ながら、また地元と一緒に相談しながら、地元負担が最も少ないものを選んで進んでいく形になります。

○11番（外崎勝康委員） いろいろな地元の要望というものは、例えば、県にも市にもいっぱいあるのですけれども、例えば、そういった形で関係者の皆さんが一堂に集まって、そしてその中で説明会を開いたりとかいろいろなことをしながら、逆に言うとそういった受益者の方の協力も得なければ駄目だとか、いろいろなことがありますよね。1対1の交渉があったりとか、いろいろあると思うのですが、その辺は、基本的には同じような考え方なのかということをお聞きしたいです。

ちょっとお知らせください。

○**農村整備課長補佐（工藤和生）** 今、委員がおっしゃったように、地元との合意形成というのが最も大事なので、その辺を重視して事業を計画し実施しております。

○**委員長（今泉昌一委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（今泉昌一委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（今泉昌一委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（今泉昌一委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第29号 弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例を廃止する条例案

議案第32号 不動産の無償譲渡について（岩木りんご集出荷貯蔵センター）

議案第33号 不動産の無償譲渡について（中畑りんご低温貯蔵庫）

議案第34号 不動産の無償譲渡について（原ヶ平りんご低温貯蔵庫）

○**委員長（今泉昌一委員）** 次に、議案第29号弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例を廃止する条例案及び議案第32号から第34号までの不動産の無償譲渡についての以上4件は、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第29号及び議案第32号から第34号までの以上4件に対する理事者の趣旨説明を求めます。
農林部長。

○**農林部長（中田善大）** 議案第29号弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例を廃止する条例案及び議案第32号から議案第34号までの不動産の無償譲渡についての議案4件につきまして一括して御説明申し上げます。こちらもペーパーレスで行いますので、配付させていただいている資料を御覧いただければと思います。

まず、本提案の趣旨であります。市のファシリティマネジメントの観点から、岩木りんご集出荷貯蔵センター条例を廃止し、農林部で所管しております岩木りんご集出荷貯蔵センター、中畑りんご低温貯蔵庫及び原ヶ平りんご低温貯蔵庫を民間団体へ無償譲渡しようとするものであります。

施設譲渡に向けた対応方針といたしましては、当該3施設につきまして、現時点において大規模な改修を要するものではありませんが、整備から35年以上経過しており、弘前市公共施設個別計画におきまして、市のファシリティマネジメントの観点から民間への移譲を含め今後の方向性を検討する施設と位置づけておりました。

このような状況におきまして、3施設の利用者はそのほとんどが施設管理者の組合員などで受益者が限られていることから、令和3年度をもって市の施設としては廃止をしようとするものであります。

市の施設としての廃止に当たりまして、各施設が建つ土地の所有者であり、施設管理者でもあるつがる弘前農業協同組合及び原ヶ平りんご生産出荷組合と施設譲渡に係る協議を重ねてきた結果、3施設とも施設管理者から引受けの意思が示されたところであります。

譲渡の協議等におきまして、施設管理者からは、市が施設管理者以外の第三者へ譲渡する場合、土地を使用させる意思がなく、第三者への譲渡は困難なこと、また市がこのまま3施設を所有し続け、将来的に解体する場合、不動産鑑定評価額を大幅に上回る経費が見込まれることが確認されております。

このため、各施設の利用者が現状のまま使用が可能であり、将来的な財政負担の回避、市の施設総量の削減が図られるなど、公益上有益であることから、岩木りんご集出荷貯蔵センター及び中畑りんご低温貯蔵庫をつがる弘前農業協同組合に、原ヶ平りんご低温貯蔵庫を原ヶ平りんご生産出荷組合へそれぞれ無償譲渡しようとするものであります。

なお、各施設とも譲渡の条件といたしまして、りんごの産業の振興を図るため、建物の引渡しを受けた後5年間、建物をりんご冷蔵保管の用途に供することとし、施設を利用しようとする者の範囲は、施設管理者の組合員のほか、生産されたりんごの冷蔵保管をしようとする者としております。

以上をもちまして、提案の趣旨説明等を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（今泉昌一委員） 議案第29号及び議案第32号から第34号までの以上4件に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） この三つの施設の利用状況ということで、箱の数の推移が分かれば答弁をお願いします。

もう一つは、今の説明で、解体する場合、不動産鑑定評価額を大幅に上回る経費が見込まれるということなのですが、資料を見れば明らかなのだろうなどは思いますけれども、解体した場合にどれほどかかるのかという経費をもし試算していれば、答弁をお願いします。

○りんご課長補佐（前田 修） まず、施設の利用状況ということで、令和2年度の取扱数量を20キロのコンテナの箱数でお答えさせていただきます。

まず、岩木りんご集出荷貯蔵センターですけれども、19万3535箱の収容箱数となっております。続きまして、中畑りんご低温貯蔵庫が2万4077箱の収容箱数となっております。最後、原ヶ平りんご低温貯蔵庫が1万2835箱の収容箱数となっております。

続きまして、解体費の試算ということでございますけれども、岩木りんご集出荷貯蔵センターの解体費が約5700万円と試算されてございます。続きまして、中畑ですけれども、こちらのほうが約1400万円の試算でございます。最後、原ヶ平ですけれども、約1130万円の解体費と試算されてございます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第29号及び議案第32号から第34号までの以上4件に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

まず、議案第29号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時40分 散会】